

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する鳥取県計画

令和2年5月
鳥 取 県

目 次

策定の背景、計画の位置づけ等	3
(現状・課題と成果指標)	
はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題、成果指標	4
1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備	5
2 一人親方等への対処の必要性	5
3 「働き方改革」の推進による中長期的な担い手の確保	5
4 成果指標の設定	6
(基本方針)	
第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針	9
1 適正な請負代金の額、工期等の設定	10
2 設計、施工等の各段階における措置	10
3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上	10
4 「働き方改革」の推進による建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上	10
(施策)	
第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関して講ずべき施策	12
1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等	13
(1)安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	13
(2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定	13
2 責任体制の明確化	14
3 建設工事の現場における措置の統一的な実施	14
(1)建設業者間の連携の促進	14
(2)一人親方等の安全及び健康の確保	14
(3)特別加入制度への加入促進等の徹底	15
4 建設工事の現場の安全性の点検等	15
(1)建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進	15
(2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進	16
5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発	16
(1)建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進	16
(2)建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進	17
(3)建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する対策の促進指導	18
(推進事項)	
第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を推進するために必要な事項	19
1 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策	20
(1)社会保険等の加入の徹底	20
(2)建設キャリアアップシステムの活用推進	20
(3)「働き方改革」の推進	20
2 墜落・転落災害の防止対策の充実強化	20
(1)労働安全衛生法令の遵守徹底等	20
(2)墜落・転落災害防止対策の充実強化	21
3 積極的な魅力発信による担い手確保	21
4 計画の推進体制	21
5 施策の推進状況の点検と計画の見直し	22

◆ 策定の背景

建設業における重大な労働災害が後を絶たない状況を踏まえ、官民工事を問わず、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進することを目的とした「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行（平成29年3月）され、労働保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、国及び都道府県においてこれらの推進に係る計画を策定することが求められることとなりました。

こうしたことから、上記法律の規定に基づき、鳥取県として、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした県計画を策定することとしたものです。

◆ 計画の位置づけ等

鳥取県として建設工事発注者の立場等で自ら実施する施策のほか、国や建設業者が取り組む安全衛生に係る各種事業を総合的に県計画の形として束ね、そのスケールメリットにより、広く関係団体等に労働災害の撲滅に向けた取組の普及啓発を推進し、工事施工の安全等に係る環境整備をさらに進めます。なお、この計画では、これまで対策が十分に行き届かなかった労働安全衛生法令の適用外となっている「一人親方」への対処の必要性に言及し、特に手厚い対策を進めることとしています。また、「出入国管理及び難民認定法・法務省設置法」の改正による新たな在留資格の創設（平成31年4月）により、建設分野への外国人材の受入れが進むことが予想されていることから、外国人への安全衛生に係る取組を推進します。

その他、計画を着実に推進するため、国、県、建設業関係団体で構成する協議会を組織し、現状と課題を踏まえた具体的な成果指標を設定する等、関係者が情報共有の上で、連携した取組を促進します。

（ 現 状 ・ 課 題 と 成 果 指 標 ）

はじめに 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する現状と課題、成果指標

1 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

労働災害防止団体等に関する法律(昭和39年法律第118号)の発布により、建設業労働災害防止協会が設立され、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動とともに、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び同法に基づく関係政省令が幾度となく改正され、危害防止基準等が年々充実強化されて、本県における建設業における労働災害の発生件数は、長期的には減少傾向にあり、昭和47年に729人にも上っていた労働災害数が、平成22年には過去最少の58人まで減少している。

しかしながら、平成22年以降、平成28年は73人、平成29年は97人と大幅に増加しており、また、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者(以下「一人親方等」という。)を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、平成27、28年と死亡者はなかったものの、平成29年には2人の尊い命が失われている。

これら建設業における重大な労働災害の発生状況を重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに建設業者等による取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。

2 一人親方等への対処の必要性

一人親方等は、労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象には当たらない。しかしながら、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、厚生労働省鳥取労働局によれば、平成29年には本県で1人の一人親方等が労働者以外の業務中の死亡者として把握されている。

その業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。

3 「働き方改革」の推進による中長期的な担い手の確保

県内における建設業における賃金水準は、未だ他産業の労働者と比べて低い状況にある。また、他産業では一般的となっている週休二日の確保が十分ではなく、総労働時間が長くなっている。

このような建設業の労働時間の長さや休日の少なさ、賃金水準の低さなどは、若手や女性が建設業に入職しない大きな要因となっている。また、本県の建設業就業者のうち55歳以上の高齢者の割合は、平成29年には41パーセントを占めるなど、建設工事従事者の高齢化が進行しており、公共事業を担う建設産業全体の継続的かつ安定的な受注の確保を図り、将来にわたって本県建設業が社会的な役割を果たしていくために、建設業を魅力的な仕事の場とし、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図りつつ、業界の魅力を情報発信する等、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

また、平成31年4月施行の「出入国管理及び難民認定法・法務省設置法」の改正による新たな在留資格「特定活動」の創設により、平成29年10月時点で73人とされる県内建設産業における外国人労働者数は、業界の高齢化、若手入職者の人手不足を背景にさらに増加することが予想され、外国人の労働災害の防止に向けた安全教育の徹底が求められている。

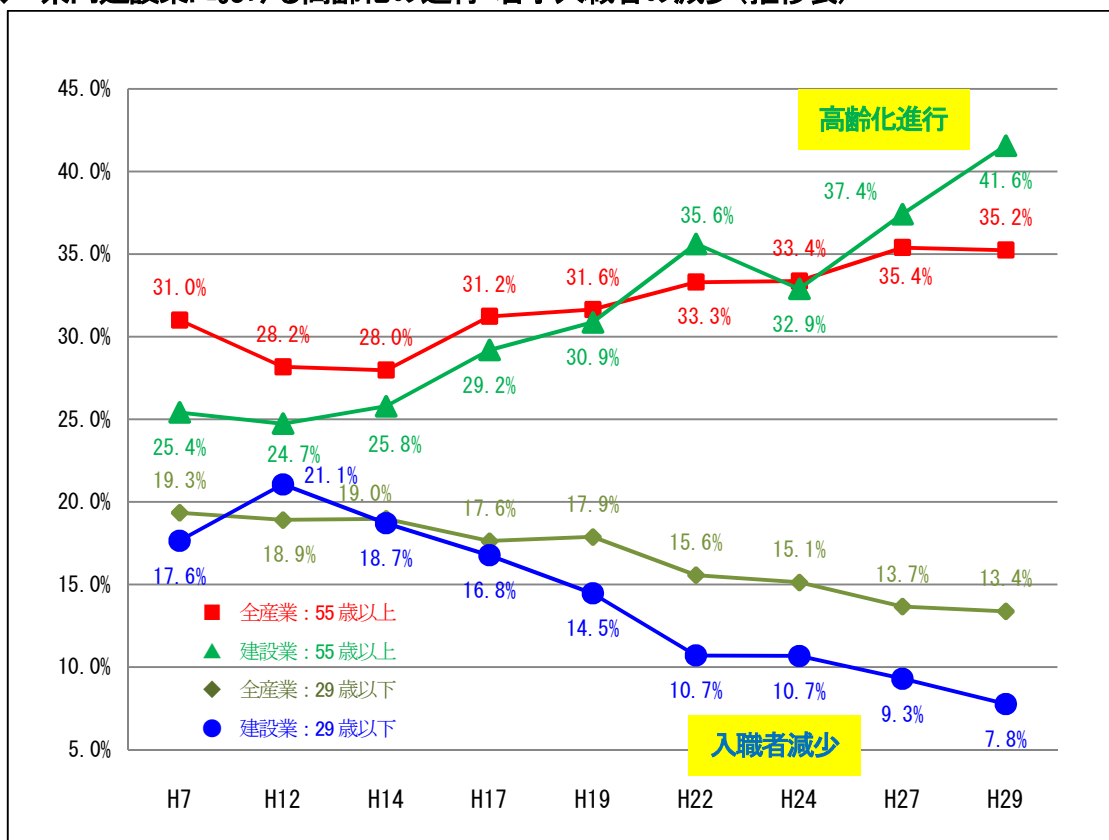
これらの現状を踏まえ、長時間労働の是正や処遇の改善、生産性の向上等、令和元年に改正された新・担い手三法(公共工物品確法、建設業法、入札契約適正化法)や改正労働基準法

の趣旨を受けて、受発注者が協働して建設産業における「働き方改革」の取組を着実に進めることで、さらに業界の魅力を高めていく必要がある。

[参考資料]

- ・ 県内建設業における高齢化の進展・若手入職者の減少(推移表)
- ・ 県内建設業における女性就業者数の割合(推移表)

◆ 県内建設業における高齢化の進行・若手入職者の減少(推移表)



◆ 県内建設業における女性就業者数の割合(推移表)

単位：%

区分	H26	H27	H28	H29	H30
建設業	15.7	16.6	14.6	16.4	16.1
全産業	47.9	47.0	49.5	47.3	49.2

※ 各年度平均毎月勤労統計調査地方調査による

4 成果指標の設定

前述の現状、課題を踏まえ、県計画の成果指標を以下のとおり定める。

なお、中間目標を定め、その時点における各指標の成果を評価し、取組の進捗状況や課題を確認し、最終年度の目標達成に向けて必要な対策を検討する。

指 標	現 状 (平成30年度)	中間目標 (令和4年度)	目 標 (令和6年度)
1 労働災害の撲滅に向けた取組の充実	特に死亡災害を発生させないため、 ○ 関係団体相互の情報共有を進める。		

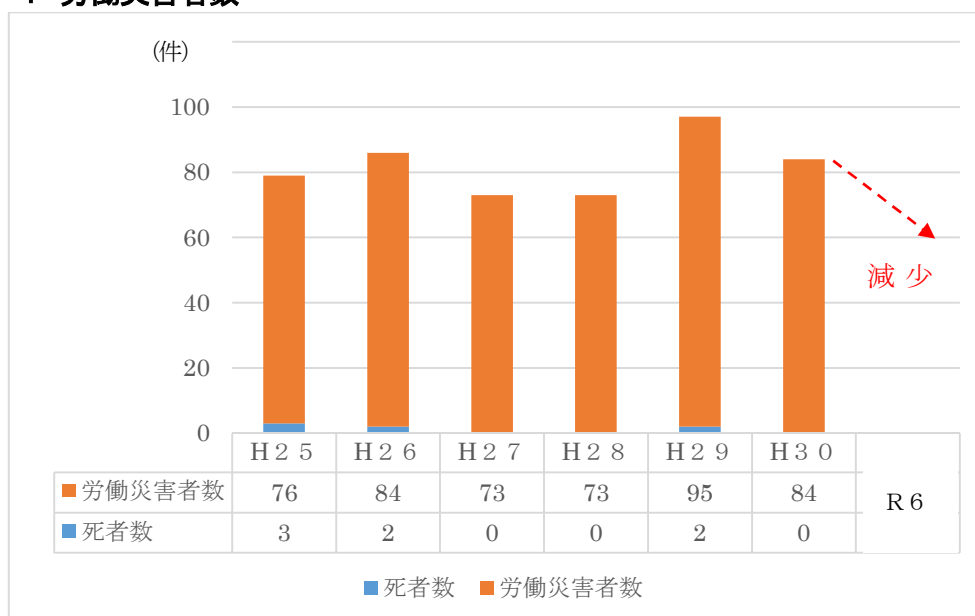
	○ 発注者、受注者の安全衛生に係る施策の充実を図る。		
2 一人親方等の労災保険特別加入者数(※1)	1,042名	1,170名	1,251名
3 技能労働者数(※2)	14,734名 (平成27年国勢調査)	14,734名 (現状維持)	

※1 平成28年から平成30年までの増加量が約1.2倍となっており、これを参考に5年間で20%増となるよう目標値を設定した。

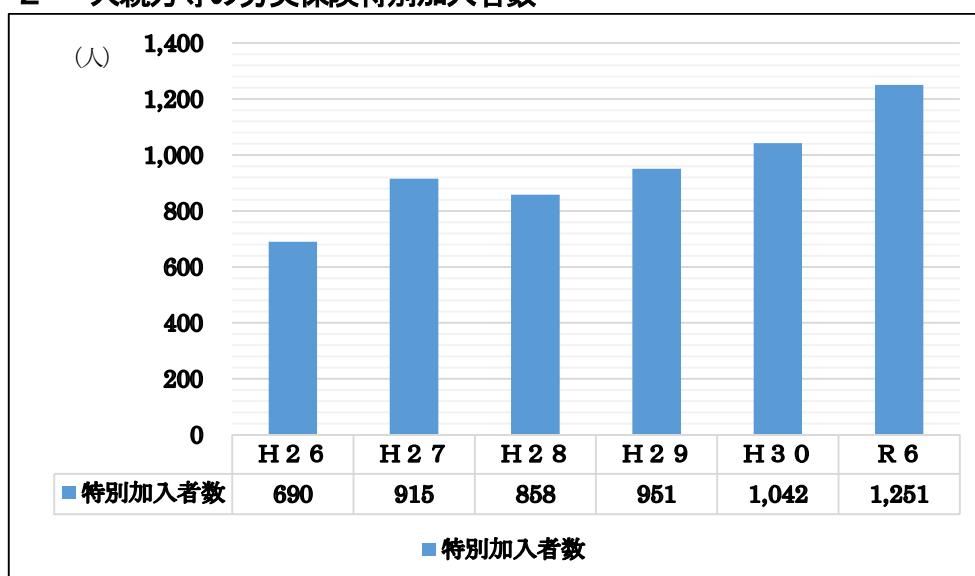
※2 技能労働者とは、建設工事の直接的な作業(型枠工、鉄筋工、建設機械のオペレータ等)を行う、技能を有する労働者。

◆ 3つの指標に係る関係数値

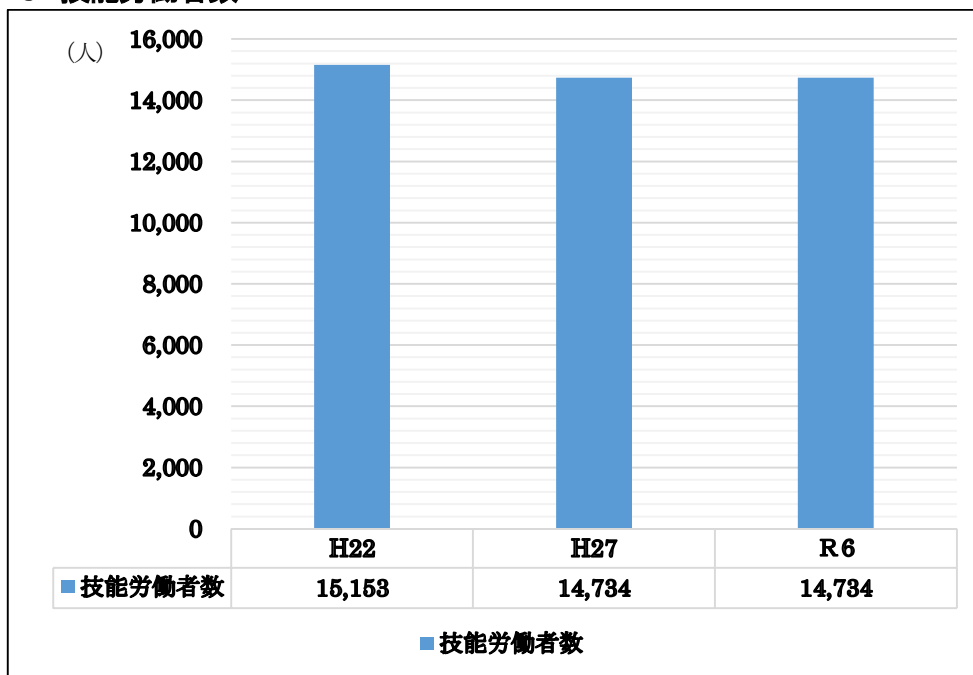
1 労働災害者数



2 一人親方等の労災保険特別加入者数



3 技能労働者数



(基本方針)

第1 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する鳥取県計画は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を勘案して策定しており、基本的な方針については、基本計画に準ずるものとする。

1 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約において、仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながる恐れがある。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休二日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定し、特に、年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保していく。

2 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階においても、建設工事の現場の自然条件等、施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討するものとする。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価(リスクアセスメント)して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を、自主的に講ずることを促進する。

3 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、個々の建設工事従事者のリスクが見過ごされ、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発するおそれがある。

また、近年増加傾向にある県内における労働災害については、その発生原因等が、各建設業者等の安全対策の見直しの取組等が十分に共有できていない状況に起因することも窺える。

したがって、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組を促進していく。

4 「働き方改革」の推進による建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準

の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工場の現場の状況に即した取組を促進していくこと等が重要だが、その前提として、課題を解決するため所要の環境整備を進め、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等、処遇の改善や地位の向上を図るための取組が必要である。

業界の職場環境の改善を図るこれら取組に対して、国や県が公的な支援制度によりその動きを下支えする等、「働き方改革」の推進を官民挙げて関係者が一丸となって進める。

(施 策)

第2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関して講ずべき施策

※ 本文中【 】内の団体名は、当該施策の実施主体。なお、県独自施策は【鳥取県】と表記し、県以外の団体が行う施策を県としても普及・啓発、促進するとして計画に盛り込んだものは、その団体名で整理している。

1 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。賃金水準調査等の各種調査を通じて、適正な価格での取引が確保されているか確認するとともに、業者説明会等の機会を活用して、公共工事設計労務単価を考慮した下請契約や技能労働者の賃金水準が確保されるよう要請を行う。

一方、墜落防止対策等の安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるよう、国において検討・実施される施策を踏まえ、対策を行う【鳥取県】。

加えて、労働安全衛生法は、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務づけており、安全衛生経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれることから、立入検査等を通じ法令遵守の徹底を図る【国交省、鳥取県、鳥取労働局】。

[主な取組]

- 元請下請取引に係る立入検査の実施
- 業界団体との意見交換会の開催
- ダンピング防止のための低入札価格調査制度の活用
- リーフレット「安全な建設工事のために適切な安全衛生経費の確保が必要です」の配布

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

公共・民間を含め、全ての建設工事で適正な工期設定が行われるよう、平成29年8月、国において「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定された。建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、週休二日の実現や労働時間の削減に向け、同ガイドラインを踏まえ、本県の自然条件の考慮や休日等の日数の確保、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため建設資材等の確保に必要な期間を実工期の前に設定する(余裕期間設定工事)など、適正な工期設定のほか、予定された工期での工事完了が困難な場合の適切な工期変更等について、下請契約まで含め、環境を整備する【国交省、鳥取県】。

特に、公共工事においては、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、債務負担行為の積極的な活用等により施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する【国交省、鳥取県、市町村】。

[主な取組]

- 週休二日工事の活用
- 土木工事設計変更ガイドライン(平成30年4月鳥取県県土整備部)の活用
- 建設工事における適正な工期設定のためのガイドラインの周知
- 発注見通しの公表
- 債務負担行為や余裕期間設定工事の活用

2 責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、元請負人、下請負人それぞれが請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。このため、鳥取県発注工事においては、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づき元請下請関係の適正化を図ると

ともに、立入検査等を通じ、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結等に関して、法令遵守の徹底を図る【鳥取県】。

なお、労働安全衛生法において、元請負人と下請負人の双方に労働者に使用させる足場等の安全対策が義務付けられており、下請負人がその安全確保を行う場合は、元請負人は、契約において下請負人の必要な安全衛生経費への配慮が必要である。

また、下請契約において、各建設業者が自らの役割に応じた適切な安全衛生対策を講ずるよう、中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の促進を図る【鳥取労働局、建設業者等】。

〔主な取組〕

- 元請下請取引に係る立入検査等の実施
- 集団指導・技術研修会、パトロール、個別指導等の実施(中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業)

3 建設工場の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

関係団体・機関等と連携して制度の周知等を行い、作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育の促進、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理の徹底を図る【鳥取労働局、建設業者等】。

〔主な取組〕

- 統括安全衛生管理に係る個別の建設現場での指導や集団指導等の実施

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働者だけでなく一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要である。このため、一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握するとともに、国による一人親方等の災害に関する分析等の情報を収集し、災害防止対策の基礎資料として活用する【鳥取労働局、鳥取県】。

併せて、一人親方等の業務の特性や作業実態に関して、その課題を整理し、対策を検討する【鳥取労働局、鳥取県】。

また、一人親方等に関しては労働安全衛生法の直接の保護対象には当たらないため、一人親方等に仕事を注文する立場の建設業者による一人親方等の安全及び健康への配慮を促進するとともに、一人親方等に対するその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等、国の支援が行き渡るよう、関係団体・機関等と連携し、その促進を図る【鳥取労働局】。

〔主な取組〕

- 一人親方等の労働災害に関する情報を収集し、災害防止対策に資する(国施策を受けて実施)。
- 個別の建設現場に対する指導や集団指導等において説明し周知
- 建設業の一人親方等の安全衛生活動支援事業に基づく、パンフレットの作成・周知、安全衛生教育、巡回指導の実施。

(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入する必要がある。

現場において労働者としての実態がある者については、労働者として扱うよう改めて周知を行うとともに、一人親方の安全及び健康の確保と併せて、関係行政機関等が連携し、元請負人等を通じて一人親方で特別加入していない者の実態を把握し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への加入の積極的な促進を徹底する【鳥取労働局】。

〔主な取組〕

- 労働保険の申告手続の際にリーフレット「建設工事に従事する一人親方の皆様へ」を活用し広報周知の実施。
- 特別加入制度に係る情報をウェブサイト等に掲載し周知広報を行う。
- 一人親方の取扱いについて、下請注文発注者となり得る団体等への周知、指導を図る。

4 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要である。このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例に関する情報や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組等の発信を通じ、建設業者の活動に対する支援を効果的に実施するとともに、鳥取県発注工事については、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメントについて（平成23年9月鳥取県県土整備部）」に基づいた建設工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を推進する【国交省、鳥取県、鳥取労働局】。

次に、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を一層促進する【鳥取労働局、建設業者等】。

さらに、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組を一層活発にするため、点検・パトロールを行う者の能力向上や労働安全・衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用、元請負人と下請負人との立場の違いを超えた連携等を促進する【建設業者等】。

なお、これらの取組に当たっては、建設工事の現場における安全衛生対策を強化していくことについて、県民一般の関心と理解を深めていくことも必要であり、安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」することが重要である【建設業者等】。

〔主な取組〕

- 「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメントについて（平成23年9月鳥取県県土整備部）」に基づき、建設業者の安全衛生管理を評価。
- 鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議による、建設現場安全パトロールの実施。
- 発注機関、建設事業者団体等の要請に基づく、労働基準監督署の建設現場安全パトロールの実施。
- リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例等の公開、事業場等で実施されている安全

活動の「見える化」の取組事例を「見える安全活動コンクール」として公開。

(職場のあんぜんサイト <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進

建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及を推進するため、施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集・普及を促進する【鳥取労働局】。

また、ICT建機やUAVを活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させるi-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の普及を推進する【国交省、鳥取県】。

さらに、国の各種ガイドラインを踏まえた安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できる、国の「公共工事等における新技術活用システム」や鳥取県の新技術・新工法等を周知することにより効果的な活用を促進する【国交省、鳥取県】。

この他、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策など作業環境の改善を図る取組を促進する【鳥取労働局】。

〔主な取組〕

- 施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集・普及を促進する。
- ICT活用工事の導入促進を図る。
- 安全な施工に資する国の「公共工事等における新技術活用システム」や鳥取県の新技術・新工法等を周知し、積極的な導入の推進を図る。
- 高年齢労働者の安全衛生対策に係る情報をウェブサイトに掲載し、周知広報を行う。
- リーフレット「エイジアクション100(高年齢労働者の安全、健康を確保するチェックリスト)」を説明会等で配付し周知する。
- 熱中症の予防対策に係る情報をウェブサイトで掲載し、周知広報を行う。また、個別の建設現場にリーフレット「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレットを配付し、指導・周知を図る。

5 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

労働安全衛生法で定められた法定の教育の実施に加え、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進する【鳥取労働局】。

また、災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への促進を図る【鳥取労働局】。

なお、将来的に増加が見込まれる外国人の建設工事従事者について、言葉の壁や日本人とのコミュニケーション不足に起因する労働災害を防止するため、建設業者に対して、多言語対応の国の教育テキスト等を活用した適切な安全衛生教育や労働災害防止に関する標識・掲示、健康管理の実施等の徹底を促進する【鳥取労働局、建設業者等】。

〔主な取組〕

- 集団指導・技術研修会、パトロール、個別指導等の実施(中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業)

- 外国人労働者(外国人技能実習制度、外国人建設就労者受入事業で受け入れられた外国人労働者等)を雇用する事業者に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業者が適切に対処するための指針」(平成19年8月3日厚生労働省告示第276号)に示す安全衛生教育や、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示等の措置を適切に講じるよう周知・指導を行う。
- 外国人建設就労者について、パンフレット「外国人建設就労者の労働災害の防止のために(厚生労働省、国土交通省)」を活用し、労働災害防止に必要な措置について周知を図る
- 外国人労働者の安全衛生対策に係る情報をウェブサイトに掲載し、周知広報を行う。また、中国語、ベトナム語、インドネシア語、英語の外国人建設就労者を雇用する事業者に対する安全衛生教育テキストについても周知し、この活用を促進する。

(2)建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要がある。

このため、各建設工事の現場に関し建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応事例について積極的に情報発信し、水平展開を図る取組を促進する【鳥取労働局】。

また、各建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進する。【鳥取労働局、建設業者等】

併せて、建設工事従事者が利活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る【鳥取労働局】。

〔主な取組〕

- リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例等の公開、事業場等で実施されている安全活動の「見える化」の取組事例を「見える安全活動コンクール」として公開。
(職場のあんぜんサイト <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)
- 一定の技能と経験を有し、担当する現場又は部署が優良な安全成績をあげた職長等を顕彰する、安全優良職長厚生労働大臣顕彰受賞者の公表。
- ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等に係る情報をウェブサイトに掲載し、周知広報を行う。また、個別の事業場指導、集団指導等の機会を通じて、指導・周知を図る。
- 熱中症の予防対策に係る情報をウェブサイトに掲載し、周知広報を行う。また、個別の建設現場にリーフレット「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレットを配付し、指導・周知を図る。
- 鳥取産業保健総合支援センターで実施するメンタルヘルスに係る支援、産業保健に係る相談対応等の取組みを周知し、利用促進を図ることで健康確保対策の促進を図る。

(3) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する対策の促進指導

市町村や関係団体・機関等において、建設工事従事者の安全及び健康に関する確保に必要な対策が講じられるよう促進指導するものとする【鳥取労働局、市町村、関係団体】。

〔主な取組〕

- 個別の事業場指導、集団指導等の機会を通じて、安全衛生に係る取組の促進のため指導・周知を図る。

(推 進 事 項)

第3 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を推進するために必要な事項

1 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険等の加入の徹底

社会保険等の加入については、労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、入札参加資格の認定要件とし、また、建設業許可時の加入確認及び指導、公共工事における未加入業者の排除等の対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきている。

一方で、未だ未加入の建設業者及び建設工事従事者も存在し、十分な法定福利費が確保できていないとの声もあるため、関係団体・機関等と連携し、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者及び建設工事従事者の社会保険等の加入の徹底について実効性のある対策を推進する【国交省、鳥取県、市町村】。

なお、平成30年11月、社会保険の加入に積極的に取り組む企業が集まり、国、県、関係団体とともに「鳥取県建設業社会保険加入推進地域会議」を開催した。この会議において採択された、社会保険加入を進めるに当たって守るべき行動基準を遵守する企業を、「社会保険加入促進宣言企業」として公表を進める取組を行っている【国交省、鳥取県】。

また、一人親方については社会保険等の適用が除外されているが、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等及び建設工事従事者に対し周知を徹底する【鳥取労働局】。

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようにするため、官民一体となって建設キャリアアップシステムの活用を促進する【国交省、鳥取労働局、鳥取県、市町村、関係団体】。

(3) 「働き方改革」の推進

国の「働き方改革実行計画」及び「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を踏まえ、関係団体・機関等と連携し、適正な工期設定、労働者の処遇改善につながる週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設業における働き方改革を進める【国交省、鳥取労働局、鳥取県、市町村、関係団体】。

なお、建設業者等が働き方改革に取り組む際の支援、指導に係る相談窓口として「とっとり働き方改革支援センター」の活用を念頭に、同センターの事業が関係団体等を通じて広く浸透するよう十分に周知を図り、具体的に取組を進められる環境づくりを整える【鳥取県】。

また、過重な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調等心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、メンタルヘルスケアの充実等の取組を促進する【鳥取労働局、建設業者等】。

2 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

建設工事の現場においては、墜落・転落災害が最も多い。本県における過去10年間の労働災害においても、死亡事例の4割を墜落・転落災害が占めている。このため墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、関係団体・機関等と連携し、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底の促進を図る。加えて、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及の促進を図る【鳥取労働局】。

働局、建設業者等】。

(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることから、墜落・転落災害の発生状況や関連する施策の実績等とともに、墜落・転落災害防止対策の充実強化に向けた国の調査・検討を踏まえた上で、関係団体・機関等と連携し、対策の促進を図る【鳥取労働局、建設業者等】。

3 積極的な魅力発信による担い手確保

建設業界の担い手不足が深刻化する中、働き方改革を通じた建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上を図ることに加えて、その成果や建設産業全体の魅力を積極的に発信することにより、担い手の確保・育成を図ることが重要である。

このため、「鳥取県建設分野担い手確保・育成連携協議会」において、産学官が連携して、建設産業の魅力発信の取組等を推進し、担い手の確保を促進する【鳥取県、市町村、関係団体】。

4 計画の推進体制

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する鳥取県計画推進協議会」を通じて、関係者が連携を図りながら、実効性ある施策の着実な遂行を推進する。

協議会では、基本計画に基づき実施される施策の、県内への着実な波及・浸透に向け、本県の実情を踏まえた施策について、関係者が企画立案・調整及びその実施を協力して行う。取組に当たっては、国が整備する推進体制に参画しながら、国の個別施策との連携や、国の調査・研究結果の活用等を進めていく。

【建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する鳥取県計画推進協議会 構成員】

区 分	団 体 名
鳥取県	県土整備部技術企画課 総務部営繕課 県土整備部県土総務課 ※ 事務局
国土交通省	中国地方整備局鳥取河川国道事務所
厚生労働省	鳥取労働局
市町村	市長会(鳥取市都市整備部都市企画課) 町村会(湯梨浜町建設水道課)
関係団体	一般社団法人鳥取県建設業協会 (建設業労働災害防止協会鳥取県支部) 一般社団法人鳥取県管工事業協会 一般社団法人鳥取県電業協会 一般社団法人鳥取県造園建設業協会 一般社団法人鳥取県建設大工工事業協会 鳥取県技能士会連合会 鳥取県塗装工業会 鳥取県鳶土工協会 鳥取県鉄筋技能士会 鳥取県瓦工事業組合

5 施策の推進状況の点検と計画の見直し

本計画に定める施策について、随時、見直しを図り、本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する(毎年点検を行う)。